

工場等誘導区域の加西市独自基準

| 区域の名称                                | 建築できる建築物の用途（別表第1）  | 建築できる建築物の規模等（別表第2の5）   |
|--------------------------------------|--|--|
| <p>9 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））</p> | <p>市街化調整区域(過去に市街化調整区域であったが、区域区分の変更により現在市街化調整区域以外である土地は除く。)に建築されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物(別表第2の5の項に定めるものに限る。)で、次の各号のいずれかに該当するもの(ただし、別表第3に掲げる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所(以下「地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所」という。)であって、本項に該当する建築物として許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5年以上」と読み替える。)</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)</p> <p>(3) 倉庫(倉庫業を営むものを除く。)</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p> | <p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。</p> <p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p><b>(別表第3)</b></p> <p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所は次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 雇用者(雇用する予定の者も含む。)の50%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>(2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所</p> <p>(3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所</p> <p>(4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所</p> <p>(5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者(雇用する予定の者も含む。)の25%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>(6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする次のいずれかの業種(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める次の中分類コードに該当する業種)に該当し、かつ、雇用者(雇用する予定の者も含む。)の25%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>12 木材・木製品製造業(家具を除く)</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> |

| 区域の名称                                   | 建築できる建築物の用途（別表第1）  | 建築できる建築物の規模等（別表第2の6）  |
|---|--|---|
| <p>10 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（用途変更タイプ））</p> | <p>廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の6の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p> | <p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(2) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p><b>（別表第3）</b><br/>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所は次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 雇用者（雇用する予定の者も含む。）の50%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>(2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所</p> <p>(3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所</p> <p>(4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所</p> <p>(5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>(6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする次のいずれかの業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める次の中分類コードに該当する業種）に該当し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>12 木材・木製品製造業（家具を除く）</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> |

| 区域の名称                         | 建築できる建築物の用途（別表第1）  | 建築できる建築物の規模等（別表第2の7）   |
|-------------------------------|--|--|
| <p>11 工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）</p> | <p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の7の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p> | <p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から別の敷地へ移転し建築する場合は従前の建築物の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。</p> <p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p><b>（別表第3）</b></p> <p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所は次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 雇用者（雇用する予定の者も含む。）の50%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>(2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所</p> <p>(3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所</p> <p>(4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所</p> <p>(5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>(6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする次のいずれかの業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める次の中分類コードに該当する業種）に該当し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住している事業所</p> <p>12 木材・木製品製造業（家具を除く）</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> |